

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

消防施設再配置計画

(改定版)

令和6年2月

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

はじめに

茨城西南広域消防本部が発足し、約 50 年が経過します。発足当時（昭和 49 年 4 月）と比較して社会構造は大きく変化し、今日、少子高齢化による人口減少社会を迎えています。

災害の面では、全国で自然災害が頻発するとともに、新型コロナウイルス感染によるパンデミックなどの不測の事態も生じ、消防や救急活動の領域はますます拡大しています。

こうした中、当消防本部には、社会情勢の変化に対応しつつ、持続可能な消防体制の確立が求められています。特に消防庁舎の老朽化対策は喫緊の課題であり、既存 19 消防庁舎のうち 3 か所が建築後 50 年以上、14 か所が建築後 40 年以上経過し、今後、建替え等が必要な状況下にあります。

当消防本部の組織体制は、古河・下妻・坂東の 3 署拠点体制のもと、それぞれが分署等を傘下に置いているため、特にこの 3 署については、災害に強い消防庁舎の機能が求められているところです。

今日、消防を取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢化の進展により、国の推計では西南広域圏内の 2060 年将来人口は約 18.6 万人（現在は約 31 万人）と予想されています。また、災害に目を向けますと、自然災害の頻発や異常気象、パンデミックの発生など、災害の複雑・多様化が進んでいます。

この消防施設再配置計画は、当消防本部が引き続き住民の期待に応え、その使命と責任を果たしていくために、消防施設の老朽化対策を兼ね、将来を見据えた消防体制を構築するものです。

今後の計画推進に向けて、西南広域圏内の住民の皆様、組合議会の皆様、行政関係の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 6 年 2 月

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

目 次

1	計画改定の目的	1
2	計画改定に至った経緯	1
3	現況と課題	2
4	消防力適正配置検討部会による基本的な考え方	3
5	消防施設再配置計画	4
6	再配置後の消防及び救急の運用効果	10
7	計画の実施にあたって	14

《参考資料》

①	消防力の整備指針（抜粋）平成12年1月20日 消防庁告示第1号	15
②	類似消防本部との比較	17
③	火災・救急件数の推移	18
④	計画策定までの経過	20
⑤	消防施設再配置計画審議会条例	21
⑥	消防施設再配置計画審議会委員名簿	23
⑦	管理者会名簿	24